

平成21年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目5番2号
丸 三 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 長 尾 榮次郎

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成21年6月23日（火曜日）午後5時10分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、12頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第89期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件
第6号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

（なお、報告事項に関する添付書類につきましては、同封の「第89期報告書」（2頁から61頁）に記載のとおりであります。）

4. その他議決権の行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 当社定款第18条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

5. 記載事項を修正する場合の周知の方法

株主総会参考書類ならびに同封の第89期報告書に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.marusan-sec.co.jp>）において、修正後の内容を掲載し、お知らせいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、配当につきましては、内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとする所存であります。配当性向につきましては、一定の経営成績が得られた場合に、それに相当する税金負担を控除した残額を分母として、連結配当性向30%以上の配当を行う方針です。

当期の配当金につきましては、期末普通配当を1株につき2円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、1株につき5円の普通配当を中間配当として既にお支払いしておりますので、当期の配当金合計は1株につき7円50銭となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 2円50銭（普通配当2円50銭）

なお、配当総額は180,906,408円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月25日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,562,408,880円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,562,408,880円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式が一齐に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」）にともない、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）については、株券を発行しない。ただし、当社が発行することが必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類、株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、この定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、この定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> <p>以降の各条項の条数繰り上げ。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令またはこの定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもって削除する。</p>                                                                                                                                   |

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役 西澤益男及び高橋耕司の2氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役清水俊文氏は本総会終結の時をもって取締役を辞任されますので、新任1名を含む取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | にし ぎわ ます お<br>西 澤 益 男<br>(昭和16年11月22日生) | 昭和35年4月 大和証券株式会社入社<br>昭和60年4月 同社秘書室部長<br>昭和62年4月 同社転換社債部長<br>平成元年5月 同社営業副本部長<br>平成元年6月 同社取締役<br>平成3年6月 同社常務取締役<br>平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社<br>専務取締役<br>平成11年6月 同社代表取締役副社長<br>平成15年6月 当社社外取締役<br>現在に至る                  | 10,000株     |
| 2     | たか はし こう じ<br>高 橋 耕 司<br>(昭和30年5月7日生)   | 昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行<br>平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行<br>管理部次長<br>平成16年4月 同行仙台営業部 部長<br>平成19年6月 当社取締役常務執行役員 企画部管掌、人事部・総務部・秘書室・労務担当<br>平成20年2月 当社取締役常務執行役員 人事部・総務部・労務担当、企画部長<br>現在に至る<br>(他の法人等の代表状況)<br>丸三土地建物株式会社代表取締役社長 | 2,000株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | ひらもとまさひで<br>平本公秀<br>(昭和29年1月30日生) | 昭和53年4月 株式会社日本債券信用銀行入行<br>平成8年6月 同行インベストメントバンク統括グループ証券企画室長<br>平成11年7月 同行マーケット企画部長<br>平成12年6月 同行新宿支店長<br>平成13年12月 株式会社あおぞらカード社長<br>平成17年4月 株式会社あおぞら銀行リテール営業推進部長<br>平成18年4月 同行リテール商品企画部長<br>平成21年2月 当社監理本部長補佐<br>平成21年4月 当社監理本部長<br>現在に至る | 5,000株      |

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について  
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西澤益男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について  
西澤益男氏は、既に当社の社外取締役として、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場で適切な判断をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定及び業務執行の監督等に貢献していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 西澤益男氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 片桐正雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| かた ぎり まさ お<br>片 桐 正 雄<br>(昭和25年1月29日生) | 昭和49年4月 日本生命保険相互会社入社<br>平成7年3月 同社融資業務部財務業務グループ担当課長<br>平成11年3月 同社東日本財務部次長<br>平成13年3月 同社北海道総合法人部次長<br>平成14年3月 同社財務検査室長<br>平成17年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る | 0株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について  
候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片桐正雄氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について  
片桐正雄氏は、既に当社の社外監査役として、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただいております。今後も引き続き適正な監査をしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 片桐正雄氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。



## 第5号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、補欠社外監査役に選任されました森勇氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、改めて社外監査役の補欠者1名の選任をお願いいたします。

当該補欠者については、社外監査役の法定員数を欠いたことを監査役就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間となります。

また、この決議の効力は、来年の定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                         | 所有する当社の<br>株式の数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| もり<br>森<br>いさむ<br>勇<br>(昭和23年2月23日生) | 昭和54年3月 日本大学大学院法学研究科<br>博士後期課程修了<br>平成元年4月 獨協大学法学部教授<br>平成11年2月 弁護士登録(東京弁護士会所属)<br>現在に至る<br>平成16年4月 中央大学大学院法務研究科<br>(法科大学院)教授<br>現在に至る | 0株              |

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 当該候補者を補欠社外監査役候補者とした理由

森勇氏につきましては、法学部および法科大学院において、長年、民事法・民事手続法の教育・研究に従事し、また約10年間にわたり弁護士として実務に携わっておられ、幅広い経験を通じて養われた見識を、監査役に就任された際には、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠者としての選任をお願いするものであります。

(2) 当該候補者が企業経営に関与したことがないにもかかわらず、社外監査役の職務を遂行できると判断した理由

森勇氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記(1)のような職にあって紛争処理または予防法学の視点に立った企業法務に通じており、企業経営をモニタリングする十分な能力・経験をもっておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。

## 第6号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社は、平成17年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬額について、年額2億円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、この報酬額とは別枠として、来年の定時株主総会までの間に、当社取締役に対して報酬として新株予約権を37百万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものです。

ストックオプション付与対象者は2名であります。なお、うち1名は第3号議案の取締役選任議案が承認可決されることを条件とします。

当社取締役に対して付与する新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

### 記

(新株予約権の内容)

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株100,000株を総株数の上限とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込み金額は、次により決定される1株当たりの払込み金額に、(3)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込み金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における終値平均値に105%を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回ることを得ない。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債による行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込み金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込み金額} = \text{調整前払込み金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日後2年を経過した日から8年以内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、(7)の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月23日（火曜日）の午後5時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

|                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>システム等に関するお問い合わせ<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）<br/>・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

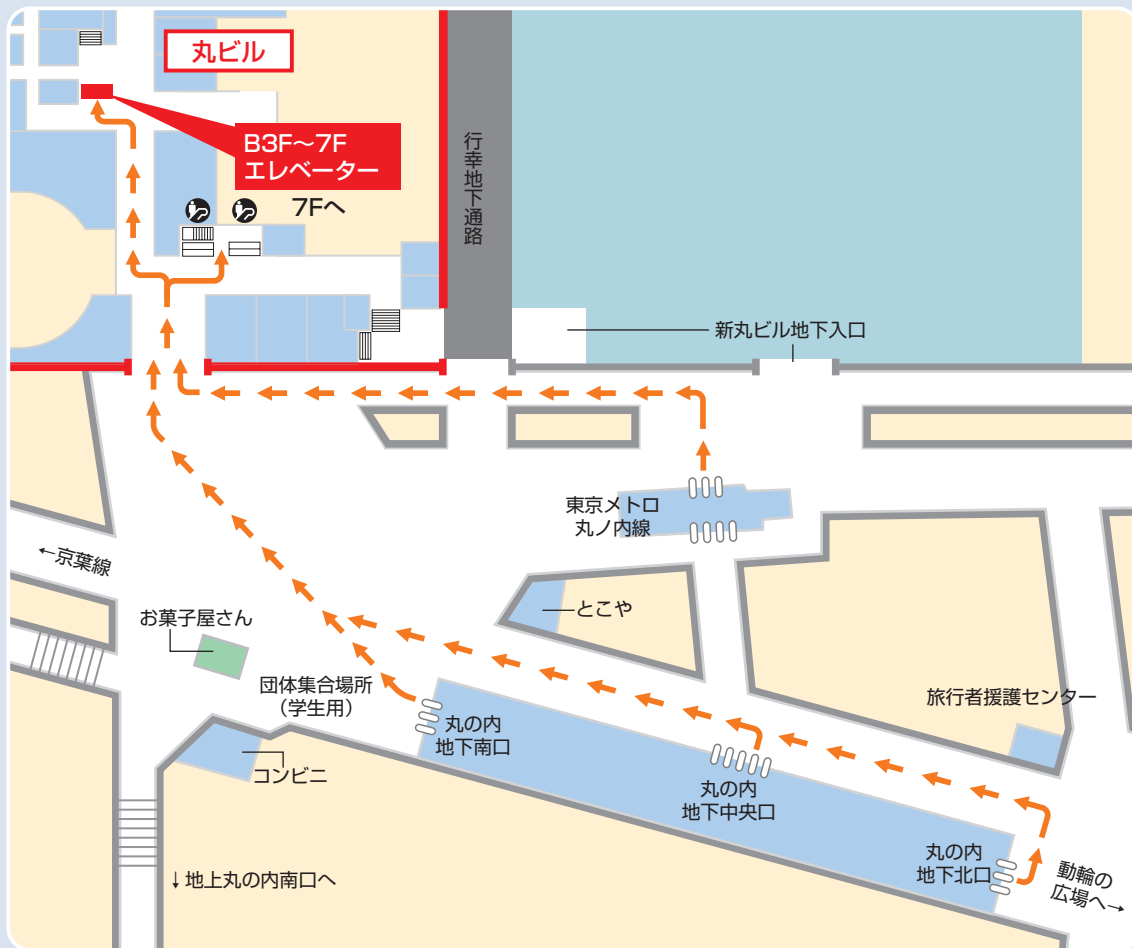
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

# 「株主総会会場ご案内図」

## (1) 「東京駅」(地下) 下車の場合

JR東京駅地下よりお越しの場合は、「丸の内地下南口改札口」から出てください。  
同改札口前方に緑色を基調とした店舗のお菓子屋さんが見えます。そのお菓子屋さんを左手にして右手前方へお進みください。突き当たり右手が、丸ビル地下入り口となっております。  
東京メトロ丸ノ内線東京駅よりお越しの場合は、丸ビル方面の出口から出て左手に向かってお進みください。突き当たり右手が、丸ビル地下入り口となっております。丸ビル地下1階詳細は、次頁のとおりです。





## (2) 丸ビルの地下1階フロア内

東京駅側から見て、ビル中央部分左手にあるエレベーター、もしくはエスカレーターで7階までお越してください。



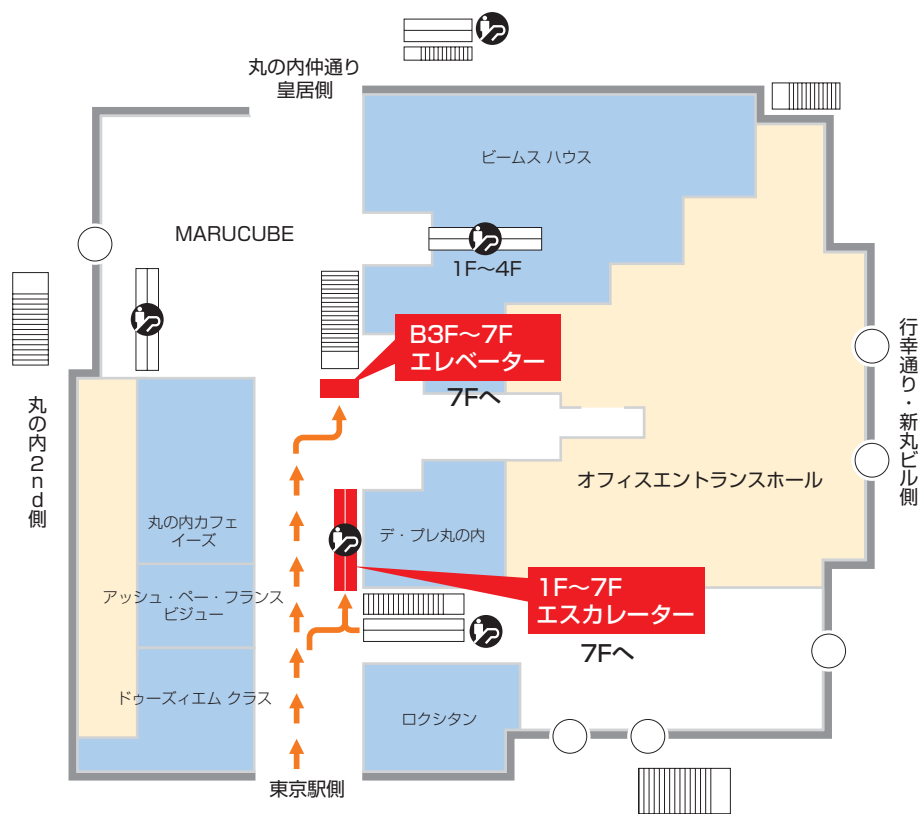
### (3) JR東京駅（地上）下車の場合

丸の内南口から出て、丸ビル地下通路左手にある横断歩道をお渡りになり、直進してください。  
また丸の内中央口から出た場合も、一旦、丸の内南口方面へ向かい、下図を参照の上、丸ビルにお越しください。  
丸ビル1階詳細は、次頁のとおりです。



#### (4) 丸ビルの1階フロア内

ビル中央部分にあるエレベーター、もしくはエスカレーターで7階までお越してください。



## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール



### ■ アクセス

- ・都営地下鉄三田線「大手町駅」下車、D3番出口より徒歩約2分
- ・東京メトロ丸ノ内線「東京駅」より直結、徒歩約2分
- ・JR「東京駅」下車、丸の内南口より徒歩約1分、丸の内中央口より徒歩約2分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。